

		決議No.		常務理事		事務長		係					
健保組合記入欄	受付	年 月 日			決裁	年 月 日			支払	年 月 日			
	資格	取得	平成 年 月 日			支給	自 平成 年 月 日			不支給期間			
		喪失	平成 年 月 日			期間	至 平成 年 月 日 (日間)						
	健康保険法第108条による差額調整 (計算根拠)												
自 年 月 日		至 年 月 日		円									

健康保険 出産手当金請求書

被保険者が記入するところ	被保険者証(カード)	記号	番号	被保険者証に記載されている事業所名称		
	被保険者(請求者)氏名・印	(フリガナ) ※氏名を自書した場合、捺印は不要です		生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	被保険者(請求者)の住所	〒 TEL				
	出産年月日	平成 年 月 日		出産予定年月日	平成 年 月 日	
	出産のため休んだ期間(請求期間)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)			

医師・助産師の証明欄	対象者氏名	出生児の数		単胎・多胎 (児)		
	出産年月日	平成 年 月 日	出産予定年月日	平成 年 月 日	生産・死産の別	生産・死産(妊娠 週)
	上記のとおり相違ありません。 証明日 平成 年 月 日 所在地 医療機関 名称 医師・助産師氏名 電話番号 (印) 【医療機関所在地・名称】ゴム印を使用してください。					

事業主証明欄	出産のため休業した期間	平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで 日間		給与形態	月給制・時間給制	
	上記休業期間における	勤務内賃金	支払 有・無	基準内賃金支払「有」の場合は、下欄に記入 全額支給した日は○、欠勤控除した日は△、支給無の日は一、会社休日は/を記入。		
		および支払	平成 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	欠勤控除の計算式 基準内賃金 _____ 円 × _____ % × 欠勤日数 _____ 日 = _____ 円	
	の基準内賃金以外の	支払 有・無	有の場合は、下欄に記入		出産手当金請求期間外の期間も含めて支払った場合は、支払った期間と金額で記入して下さい。	
	通勤費補助		月 日 ~ 月 日 分	月 日 ~ 月 日 分		
定期券補助		円	円	円		
住宅費補助		円	円	円		
現物給付(住宅)		円	円	円		
現物給付(食事)		円	円	円		
上記に相違ないことを証明いたします。 平成 年 月 日 事業主 所在地 名称 氏名 (印)						
※出産のため休業した期間の賃金台帳・出勤簿を全て添付してください。						

【記入上の注意】

- ・ボールペンで記入してください(ただし、消えるインクのボールペンでの記入は不可)。
- ・記入もれ、押印もれのないようご注意ください。
- ・記載内容を訂正する際は、二重線で訂正のうえ訂正印を押してください。(事業主証明欄は事業主印にて、医師証明欄は医師の印にて訂正)

■事業主証明欄

- ・3ヶ月以上の期間について証明する場合は、用紙を追加してください。
- ・「基準内賃金以外の報酬の支払」欄について

例1) 労務不能期間は1月15日から1月31日まで(基準内賃金の支払無)だが
定期券代は(月額1万円)1月1日から1月末まで1ヶ月分支払っている場合

報酬 の内 賃金 以外 の	支払	有の場合、下欄に記入	
	(有)・無	1月1日～1月31日分	月 日～月 日分
通勤費補助		円	円
定期券補助	10,000	円	円
住宅費補助		円	円
現物給付(住宅)		円	円
現物給付(食事)		円	円
		円	円

例2) 労務不能期間は1月15日から2月28日まで(基準内賃金の支払無)だが
定期券代(月額1万円)は1月1日から2月10日まで支払っている場合

報酬 の内 賃金 以外 の	支払	有の場合、下欄に記入	
	(有)・無	1月1日～1月31日分	2月1日～2月10日分
通勤費補助		円	円
定期券補助	10,000	円	3,000 円
住宅費補助		円	円
現物給付(住宅)		円	円
現物給付(食事)		円	円
		円	円

月額を日割で
支払った月は
日割期間と
実支払額を記入

通勤費・定期券・住宅費・食事以外でも、標準報酬月額算定の対象となる報酬(通貨または現物)を支払った場合は、もれなく記載してください。

- ※ 現物給付(住宅) = 「厚生労働大臣が定めた現物給与の価額(1畳当たりの額) × 広さ」 - 「本人負担額」
- 現物給付(食事) = 「厚生労働大臣が定めた現物給与の価額」 - 「本人負担額」
(現物給与価額の3分の2未満の価額を本人負担額としている場合のみ)